

公告（案）

（参加意思確認公募）

独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）が、2021 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（045-663-3221）宛に御願います。

2021 年 8 月 6 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役
所長 中根 卓

**2021 年度-2023 年度課題別研修
「インクルーシブ教育制度強化～障害のある子どもと共に学び共に生きる～」
にかかる参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた特別支援教育・インクルーシブ教育関連業務に係る政策立案プロセスに関わっている人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA の特別支援教育・インクルーシブ教育の推進に関する課題別研修「インクルーシブ教育/特別支援教育の推進」(2014-2016)や「障がいのある子どもへの教育制度～特別支援教育を活かしたインクルーシブ教育システムの構築～」(2017-2019)の受注実績があり、本研修事業で活用可能な国内リソースのネットワークを構築しています。また、モンゴルにおける技術協力プロジェクト「障害児のための教育改善プロジェクト」(フェーズ 1・2)や無償資金協力「ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画」において障害児を普通校で受入るためのユニバーサルデザインの事例集作成のソフトコンポーネントを担当するなど、当該分野における人材育成の経験を有し、かつ途上国が直面する課題を理解し、解決にも取り組んでいます。これらの知見により、研修目標に沿った研修企画をはじめとして、対象国の状況に応じた柔軟な研修運営が可能です。JICA 横浜所管地域において、特別支援教育・インクルーシブ教育分野の研修を企画する能力を備え、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を満たしている団体である考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1 業務内容

現段階で想定する業務内容は、別添 研修委託契約業務概要のとおり。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2021 年度を第 1 回目として受託し、2022 年度、2023 年度についても同一案件を受託可能である者。初年度の業務実施状況に特段の問題がない限り、年度毎に業

務量・価格等を見直した上で随意契約を行う予定です。(ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除く)

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格若しくは平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有するもの（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。
- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）に定める禁止行為を行っている。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認申請書の提出	提出期限	2021年8月20日(金)正午まで(郵送の場合、 期間内必着)
	提出場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課 (担当 福尾)
	提出書類	参加意思確認書(様式1) 同書の2 応募要件に求められる実績等を証明 する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は 提出期限必着。持参の場合は、平日10:00 から 16:00 まで(正午から14:00 までは除く)に上記 提出場所へご持参ください。
(2) 審査結果 の通知	発送日	2021年8月27日(金)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件 無しの理由請求	請求期限	2021年8月31日(火)
	請求場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課 (担当 福尾)
	請求方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は 提出期限必着。持参の場合は、平日10:00 から 16:00 まで(正午から14:00 までは除く)に上記 提出場所へご持参ください。
	回答予定日	2021年9月3日(金)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。
- (12) 契約経費：当機構が定める研修委託に係る諸経費（業務人件費、業務管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払います。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (14) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大状況によっては研修の実施日程・方法については変更となる可能性があります。
- (15) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとしします。

①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日：

当該契約の締結日とします。

④情報の提供：

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくこととなります。

担当部課：JICA 横浜 研修業務課

以上

研修委託契約業務概要

1. 案件の概要：

(1) 研修コース名

2021年度-2023年度 課題別研修「インクルーシブ教育制度強化～障害のある子どもと共に学び共に生きる～」

(2) 研修の目的

【案件概要】

日本では、すべての子どもたちが同じ場で学ぶことを追求しつつ、個々の教育的ニーズに応じて「多様な学びの場」を提供できる柔軟な仕組みの整備を目指している。本研修では、政策立案プロセスに関わっている人を対象として、日本の障がいのある子どもへの教育制度、特に特別支援教育を活かしたインクルーシブ教育システムの構築の過程を理解し、自国の障がいのある子どもへの教育制度への活用方法を検討する。

【研修の目標】

各国で目指すべきインクルーシブ教育／特別支援教育の姿を明確にし、その実現に向けた方策が提案される。

【研修で達成される成果】

- ① 参加国のインクルーシブ教育／特別支援教育に係る課題が整理される。
- ② 日本のインクルーシブ教育システムの取り組みを説明できる。
- ③ 自国におけるインクルーシブ教育／特別支援教育の推進のための改善策が提案される。

(3) 研修期間予定

2021年度分： 遠隔研修(オンライン) 2022年1月4日～2022年2月4日

2022年度分： 本邦研修 2023年1月頃を想定

2023年度分： 本邦研修 2024年1月頃を想定

(4) 対象となる研修員

・定員： 20名(予定) (2021年度)

・対象国：

ラオス(1)、モンゴル(1)、スリランカ(1)、フィジー(1)、パプアニューギニア(1)、ソロモン(1)、トンガ(1)、バヌアツ(1)、アフガニスタン(1)、エジプト(1)、スーダン(1)、ケニア(1)、レソト(1)、ナミビア(1)、エスワティニ(1)、モーリシャス(1)、ルワンダ(1)、セネガル(1)、アルメニア(1)、ウズベキスタン(1)

・対象組織：教育省(中央・地方)、教員養成校、大学/研究機関、特別支援教育学校

・対象者：

- ① 特別支援教育・インクルーシブ教育関連業務に係る政策立案プロセスに関わっている者

- ② 特別支援教育・インクルーシブ教育関連業務における職務経験原則5年以上
且つ、現在のポジションでの在職期間1年以上の者。
 - ・教育省（中央・地方）のインクルーシブ／特別支援教育分野行政官
 - ・教員養成校のインクルーシブ／特別支援教育分野担当者
 - ・大学等の研究者（インクルーシブ教育／特別支援教育分野）
- ③ 特別支援教育学校において、特別支援教育の専門性のある現職教員
（研修・指導ができる中核教員）
- ④ 大学卒または同程度の学力がある者。
- ⑤ 英語能力が十分（会話、記述）な者。
- ⑥ 心身共に健康である者。
 - ・使用言語：英語

2. 研修方法

- (1) 2021年度分は本研修を実施せず遠隔研修とします。2022年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の情勢を確認し、来日を前提としつつ適切な研修方法（遠隔研修、本邦研修、遠隔・本邦併用研修）を協議の上決定します。
- (2) 2021年度は遠隔研修での使用するため映像教材を作成して下さい。本教材は、2021年度遠隔研修および2022年度以降の本邦研修においても使用することを前提として、作成下さい。
- (3) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて映像教材の作成、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。遠隔研修の場合は、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材を作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理してください。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築下さい。
- (4) 演習・実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。なお、遠隔研修における演習・実習についても、代替手段の可能性があればこれを含めて提案願います。
- (5) 見学・研修旅行：「演習・実習」に同じ
- (6) レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

(7) 研修概要

【事前プログラム】

自国のインクルーシブ教育／特別支援教育／障害児教育の現状に関するインセプションレポートの作成

【本邦研修】【遠隔研修】

1) 以下の内容の講義、視察を行う。

講義：日本及び世界のインクルーシブ教育および特別支援教育の現状と課題、日本におけるインクルーシブ教育システム構築の為の行政システム、日本の特別支援教

育の教授法

視察：通常小学校、特別支援学校、国立特別支援教育総合研究所、職業訓練施設、社会福祉施設

2) ドラフトアクションプラン案を作成し、発表する。

※遠隔研修については、オンラインでの視察を前提とはしないものの、視察を含まない場合は、視察の代替手段を含めてご提案願います。

【事後プログラム】(2021年度は実施無し。2022年度以降を対象とする)

最終化されたアクションプランとプログレスレポートの提出

プログレスレポートは次の内容を含む

- ① 現在(帰国後)の活動状況
- ② 日本での学びの活用状況(何が活用できているのか)
- ③ 現在(帰国後)の活動を実施する上での課題

(8) 研修付帯プログラム(参考情報：JICA 横浜が実施するプログラム)

- ① ブリーフィング(滞在諸手続き)：来日翌日0.5日間
通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明をJICAにおいて実施する。
- ② プログラムオリエンテーション(研修概要説明)：来日翌日1時間程度
- ③ ジェネラルオリエンテーション：来日後1.0~1.5日間
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済などについて、JICAにおいてオリエンテーションを行う。
- ④ 評価会及び閉講式：技術研修最終日0.5日間

なお、研修場所は、実習、見学・研修旅行以外は、主として、JICA横浜での実施を想定しています。

3. 委託業務の範囲及び内容

(1) オンライン教材開発に関する業務

- ① オンライン教材作成に必要な経費の見積り及び経費処理
- ② オンライン教材の準備(使用言語への翻訳・映像化・編集含む)・確認

(2) 研修実施全般に関する業務

- ① 研修カリキュラム、研修詳細計画書様式による日程案の作成ならびに関係先との調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認(評価項目・評価基準の策定)
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考会への出席(課題別研修のみ対象)
- ⑥ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ コースオリエンテーションの実施
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング

- ⑩ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑪ 各種発表会の実施
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価、作成指導
- ⑬ 研修員からの技術的質問への回答、理解促進
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、見学の評価
- ⑱ 上記をオンラインで実施するための業務

(3) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化及び研修員への配布（使用許諾確認を含む）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い（契約交渉の結果によっては、講師以外の移動の手配、支払等を含むこともあります）
- ⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(4) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

(5) 事後プログラムがある場合の当該活動実施に関する事項

- ① 最終化されたアクションプランとプログレスレポートの取り付け
- ② 帰国研修員へのフィードバック（コメント、アドバイス）

4. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

5. 本業務に係る報告書の提出

下記報告等を各 1 部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了の 10 営業日前まで）に提出する。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 以下の電子データを含む CD-ROM
 - ① インセプションレポート

- ② 最終化されたアクションプラン、プログレスレポート
- ③ 講義資料
- ④ 業務完了報告書及び添付資料

(3) 経費精算報告書

6. 留意事項

本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
横浜センター 契約担当役
所長 中根 卓 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2021-2023 年度課題別研修『インクルーシブ教育制度強化～障害のある子どもと共に学び共に生きる～』にかかる参加意思確認公募について」における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 01 年、02 年、03 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上